

「資格登録会員証」が新しくなります。

会報誌1月号の封入チラシでお知らせしたとおり、2017年4月1日から、新しい「資格登録及び同更新制度」が適用されます。

これに伴い、今までの「資格登録証」を「資格登録会員証」と改め、内容を一部変更します。イメージ図をご参照ください。

なお、「産業カウンセラー」を呼称して活動される場合や、会員研修等にご参加の際は、必ずご持参ください。

<おもな変更点>

①資格名の記載

会員の皆様が保有している資格名が記載されます。複数の資格を保有している場合は、上位資格が記載されます。

②年度別識別シールの廃止

会費納入者に送付していた識別シールは廃止となります。「資格登録会員証」裏面に識別シールを貼付する必要はありません。

<「資格登録会員証」の発行対象者>

①2017年4月1日に資格登録更新をされた方

②2017年4月1日以降、新規に資格登録をされる方

※2017年3月31日までに2017年度会員として資格登録を予約申し込みされた方を含みます。

<「資格登録会員証」の発行申込方法>

上記、発行対象者以外で「資格登録会員証」の発行を希望される方は、下記の口座へ発行手数料代1,000円をお振込みください。入金を確認後、1か月前後で登録のご住所へ簡易書留にてお送りいたします。

【ゆうちょ銀行からの振込先】

口座番号：ゆうちょ銀行 00120-0-46048

加入者名：一般社団法人日本産業カウンセラー協会

【他の金融機関からの振込先】

ゆうちょ銀行：9900

店番：019

店名：〇一九（ゼロイチキューウ店）

預金種目：当座

口座番号：0046048

カナ氏名（受取人名）：シャ）ニホンサンギョウカウンセラーキョウカイ

<イメージ図>

○新しい資格登録会員証



○会員証

